

## 2 子どもの居場所づくりの促進

### (1) 子どもの居場所づくりの現状と課題

#### ア 子どもの権利に関する実態・意識調査報告書から

報告書によれば、家がホッとでき安心していられるところだと「思う」との子どもの回答は61.4%、「まあ思う」も合わせると9割以上の子どもが、家庭は安心できていると思っている。その理由としては、「家族と一緒にいられるから」(45.7%)が最も多かったが、おとなや職員の意識(おとな68.8%、職員73.2%)ほど高くはなく、ズレが見られた。

学校がホッとでき、安心していられるところだと「思う」子どもは28.8%であり、「まあ思う」を合わせると75.6%となる。その理由として、最も多いのは「友だちがいるから」(86.6%)であり、先生がいるからは、9.3%であった。家庭や学校以外でホッとでき安心していられるところとして、「友だちの家」「祖父母の家」が多く、子どもは、身近な存在である人がいるところがより安心できる場所とされていることがうかがえる。一方、家庭・学校以外に安心していられるところは「とくにない」との回答が、22.3%あり、年齢が高くなるにつれて割合が高くなっている。中高生年代の居場所が少ないことが読み取れる。

児童養護施設で生活している子ども、不登校状態にある子ども、多様な文化的背景を持つ子ども等に対するヒアリングでは、それぞれ状況に応じた丁寧な居場所づくりが求められていることがあらためて確認された。

#### イ 子どもの居場所と参加活動の拠点づくりの審議及び答申に対する措置報告から

川崎市子ども夢パーク(以下「子ども夢パーク」という。)こども文化センター、わくわくプラザ、学校、保育園などでは、子ども運営会議など子ども参加が進んでいる。さらに、子ども夢パーク、こども文化センターでは、幅広い利用の促進がなされている。

子ども夢パークにおいては音楽スタジオの開設、こども文化センターにおいては音楽室等の施設整備が進んだことや利用時間の延長により、中高生年代の利用も増えてきており、中高生年代を対象とした子どもの居場所づくりへの努力がうかがえるが、さらに利用の促進に努めることが望まれる。

施設整備においては、こども文化センターの床の改修工事や冷暖房の設置など快適に利用できる環境整備が計画的に進められており、子どもが利用する施設すべてで子どもが安心して過ごせるよう施設のいっそうの整備が望まれる。

また、子ども夢パークの冒険遊び場においては、スタッフが子どもの主体的な遊びを誘発し、子どもたちの居場所としての魅力を引き出している。その意味においても、居場所においてスタッフの役割は重要であり、居場所の総合性や継続性に配慮したスタッフの確保や養成について引き続き検討する必要がある。

さらに、子どもの居場所における安心と安全の確保は今日的な課題であり、居場所がすべての子どもに開かれかつ安心して過ごせるために、引き続き利用者とともに安心と安全の確保について検討していく必要がある。

子どもの居場所の運営管理については、指定管理者制度の導入が図られていることに鑑み、引き続き子どもの権利条例の趣旨を踏まえた運営についての指導・助言をしていく必要がある。

## (2) 子どもの居場所づくりの視点

### ア 一人ひとりの個性が尊重され、子どもが安心して生活できる

家庭や子どもの育ち学ぶ場である学校等においては、とりわけ子どもの人格や個性が尊重されること、暴力を受けないこと、放置されないこと、安心して休息できることなど安心と安全が確保されることが必要であり、そのための支援は重要である。また、子ども夢パークなど子どもが利用する施設においても、子どもが安心して安全に過ごすことができるよう環境整備に努めることが重要である。

### イ 子どもの思いや意見を受け止める

子どもの安心や安全を確保するにあたっては、保護や管理をするおとなの視点のみならず、子どもの思いや意見を尊重し、その思いを受け止めながら、子どもにとっての最善のものを子どもの視点で検討しなければならない。また、学校、保育園、子どもが利用する施設等では、子どもの意見表明の機会を充実させ、子どもとともに運営することで、子どもの居場所としての機能をより充実させていく。

### ウ 子ども同士、子どもとおとなが豊かな人間関係を育む

子どもの居場所は、子どもの成長を支える機能を発揮しなければならない。そのためには、居場所において、子ども同士、子どもとおとな等、さまざまな人とのかかわりを積極的につくれるよう努める。

### エ 失敗したり、挑戦したりしながらさまざまな経験を積み、力をつけていく

子どもは、失敗や成功を繰り返し、悲しさ、悔しさ、喜び、楽しみなどの感情を育て、さまざまな経験を積みながら成長していく。おとなは、子どもの豊かな経験を保障していくために助言し手助けしながら、子どもを勇気づけ支援していくことが求められている。また、子どもの遊びは、挑戦と失敗で自己の能力を高めていく主体的な子どもの行為であり、乳幼児期からの子どもの遊びを保障していく努力が求められている。そのための環境整備が重要である。

## (3) 子どもの居場所づくりにおける重点的取組への提言

### ア 子どもへの支援

- (a) 学校教育推進会議、保育推進会議、子ども夢パーク子ども運営委員会、こども文化センター及びわくわくプラザの子ども運営会議に、子どもたちが意欲的に参加できるよう職員やスタッフのかかわり方をさらに工夫するとともに、より多くの子どもたちが参加したり、意見を表明したりできる機会を確保する。
- (b) こども文化センターにおける音楽室の設置をさらに進める等、地域における中高生年代の子どもの居場所づくりを促進する。

- (c) 児童養護施設や児童相談所の一時保護所において子どもの居室環境整備の充実を図る。
- (d) 子どもが育ち学ぶ施設、子どもが利用する施設において、子どもがくつろげ、ホッとできる環境の整備に努める。

#### **イ 個別の支援を必要とする子どもへの支援**

- (a) 学校等で、多様な文化的背景を持つ子どもに対し、生活言語だけでなく、学校での学習に配慮した日本語指導等協力者の派遣や、地域のボランティアの活用を促進する。
- (b) 子どもが利用する施設等のバリアフリー化を促進し、障がいのある子どもが活動しやすくなるよう環境整備を進めるとともに、子ども同士の交流を促進する。

#### **ウ 子どもの権利保障の担い手への支援**

- (a) 子どもが育ち学ぶ施設、子どもが利用する施設等において、教職員やスタッフが、子どものSOSを受け止め、子どもの思いや状況に配慮した子どもへの対応が行えるよう、研修、情報提供、相談・救済機関との連携等サポート体制を充実させる。
- (b) 施設の管理運営者に対して、子どもの権利条例の趣旨を踏まえた職員研修に継続して取り組むよう指導・助言、情報提供等を行う。